

意見交換会実施報告書（各種団体）

【2班】

開催団体	鹿児島県建設業協会川内支部	参加人員	10人
開催日時	平成28年2月8日（月）14:00～15:45		
開催場所	川内建設会館		
出席議員 （担当）	議員名	出欠	担当
	川添 公貴	○	司会進行
	江口 是彦	○	
	杉菌 道朗	○	
	議員名	出欠	担当
	成川 幸太郎	○	記録・報告書作成
	瀬尾 和敬	○	
	小田原 勇次郎	○	

意見交換の内容

（凡例 ◆団体の意見 ◇議員の意見）

《意見交換の概要》

1 災害時の対応について

◆昨年の台風15号の際の処分しなければならない倒木材・土砂等が、業者の置き場に仮置きしそのままになっている。このようなことから、今後の自然災害時における伐採材・土砂等の仮置き場を、各地域に事前に決めておいていただきたい。

また、仮置きについての場所及びその後の最終処分までの指示系統を、支所ごとに明確にしていきたい。

◇当局に確認したところ、台風15号時における倒木処理については、市内全域の道路で倒木が発生し、市道の通行不可箇所は613カ所になったため、通行確保を最優先とし、通れる幅だけ伐採を行い、切った木は元の土地に返したり、道路脇に仮置きして交通開放を行った。次に道路脇に仮置きした伐採材等の持ち出しを行い、その後に道路・側溝清掃を実施した。また、自然災害時における倒木等の伐採材・土砂等の処分については、適地の確保が難しく、建設業協会を含め各業者の自社の仮置き場をお願いしたり、その他は処分場へ搬出を行ったところである。この問題は、建設維持課だけでなく、全庁的に取り組む必要があるとの回答であった。

議会としても、未利用の市有地を仮置き場として有効活用できないか当局に要望していきたい。また、今回の災害を踏まえ、防災計画等の中に仮置き場をマッピングすることができないか当局に伝えたい。

●対応結果

現在、仮置き場の候補地として東郷池島運動広場を使用できないか検討している。今後、その他の候補地についても適地がないか検討していきたい。

2 130万円以下の工事について

◆未だに台風15号により道路上に土囊・シートの箇所等があるので、早急な対応をお願いしたい。

◇当局に確認したところ、道路上の災害箇所については、台風15号の時よりもその後の集中豪雨で多く発生しており、公共災害として災害査定を受けた後に復旧工事を行うものである。単独災害で当初予算では対応ができず、9月補正で予算を確保してから復旧工事を行うものがあつたため、対応が遅れた。公共災害については平成28年6月末、単独災害については平成27年度内の完成を目指しているとの回答であった。

◆即決工事の上限額をあげていただきたい。300万円台の工事は、入札でなく分割とし、

地域の業者に受注機会を与えていただきたい。また、建築工事についても500万円以下は即決工事での発注をお願いしたい。

◇即決工事の限度額については、地方自治法施行令において「予定価格が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないもの」とし、工事又は製造の請負の金額は、市町村においては、130万円と定められており、また、「普通地方公共団体の規則で定める額」については、本市でも契約規則において、限度額を130万円と定めている。

◇130万円を超える工事を随意契約にできないことはないが、その場合は金額要件以外の要件に該当する必要がある。金額要件以外の要件で随意契約とするケースとしては、入札不調がある。なお、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」ともあるが、これは、天災地変など非常事態の場合で、競争入札の手続きを経ると甚だしく不利益を被るようなとき、とされている。

◇分割発注については、今後検討の余地があると考えている。

◆建築工事では、500万円以下ではほとんど利益がでない。

◆災害時対応業者はほとんど地元業者であり、災害復旧に協力した業者に対するメリットも考えてほしい。災害即決工事については地元業者活用をお願いしたい。

◆少額入札では、利益が出ないため、入札に参加しない業者が多い。本市では即決工事を多く出してもらえるので、Dクラス程度の業者は随意契約での経営を行っているところが多い。

◇地域の雇用の受け皿としても建設業界の方には頑張ってもらえるよう議会としてもしっかりフォローしていきたい。

3 公共の道路にかかる木の伐採について

◆通常時・災害時に関わらず、通行の支障となる木の伐採を、市の条例等で、許可なく伐採できるようにできないか。

◇同感であり、良い提案をいただいた。市・県等とも協議をしてみたいが、この問題は大変難しく、今回は大規模災害で通行確保を最優先と考え、道路交通に支障のある倒木については許可を得る間もなく伐採させていただいた。基本は、所有者で処分することであるが、市で処分する場合も所有者の許可を得てからの作業が原則である。

◇民法上の問題もあり、市、県、国も含めての対応も検討していきたい。

◆毎年、ゴールド集落のボランティアを行っているが、その際の打合せに議員も参加できないか。

◇議会としても、そのような案内があれば、積極的に参加する方向で取り上げていきたい。

◆地区で困難な問題が生じた場合、地区内を理解しているコミュニティ協議会長、自治会長を含め、地域議員も一緒になって解決に当たればスムーズに進むのではないか。

◇議員はほとんど全員がコミュニティ協議会の役員として関わっているので、要請があれば積極的に参加している。

4 入札制度について

◆県に準じた入札制度にできないか。

県は級制度での入札であり、県内他市町村においてもほとんど県に準じた制度となっている。本市と同じような点数制で入札を行っている曾於市では、入札金額に応じて建設工事評点で括りをしての入札で、実質クラスを設定しての入札になっている。本市では、総合点500点以上の会社は、ほとんどの入札に参加できるように、施工能力よりも運で入札が決まることになっている。

◇議員も入札制度に対する理解を深め、当局に対して継続的に現在の制度のマイナス面を訴えていきたい。一方、協会におかれても当局との意見交換会などを実施され、現在の矛盾点などを主張していただき、議会と協会とが連動した取組で当局の制度変更につなげていければと思う。

◆業者は、県の資格検査を2年に1回受け、クラスをいただいている。今の制度に変更したのであるから、支障が出てくればまた変更し、県に倣ってもよいのではないか。

◆事業を確保し、雇用の確保や人材育成を行っていくためにも、無理に赤字見込みでの入札に参加しなくても、適正価格での落札ができる入札制度にしていきたい。

◇官製談合を防ぐための制度改正であったが、実態として合わないのであれば、クラス制度に戻すのができないにしても、点数区分制にはできるのではと考える。そのためにも、確固たる論拠を示す必要がある。協会と議会が一体となり取り組んでいきたい。

5 その他

◇藺牟田瀬戸架橋が完成すると高速船の利用は減少し、フェリー利用者が増加するのではないかと考えるが、専門的見地から川内港にフェリーをつける改修工事は可能か。

◆川内港にフェリーが着岸できるような港湾整備を是非行っていただきたい。フェリーを全て川内港に持ってくるのは無理があると思われるので、フェリーが串木野新港にも川内港にも寄るようにすれば良いのではないかと考える。

◆建設業協会川内支部（川内・東郷・樋脇）では、建設会社、コミュニティ協議会の住所を掲載した防災マップを作成、支部内の34コミュニティ協議会に配付をし、災害時の緊急連絡がスムーズにとれるようにしている。市議会議員住所も掲載するので、災害時の連絡・状況把握に協力をお願いしたい。

◆協会では、ボランティア事業も行っているが、固定的な作業となっているものについては入札にかけ、有料事業にしてもらいたい。

◆県が建設し、市が委託管理している広域農道については、他市町においては県に要請し事業化しているとのこと、本市は県に対する要請がなされていないとのことであった。

◆昨年産（建設業協会）・学（れいめい高校）・官（川内川河川事務所）連携による「担い手育成プロジェクト」を行っているが、2016年度からは、県北薩地域振興局建設部も加わることになっている。本市としても取り組んでいただきたい。

●総合的な対応

今後、市政の発展を鑑み当局と雇用問題等を含め協議していきたい。また、貴協会の御意見を集約し当局との会合の場を更に進めるように提言した。

なお、発注に関しても、当局に対し年間を通した発注に努力するように提言しているが、国・県の予算確保と連動する事案もあることから、今後更に検討していきたい。